

県東部地域県立武道館（仮称） 整備基本計画

令和3年（2021年）10月

山 口 県

第1章 計画策定の背景・目的	2
1 計画策定の背景	
（1）スポーツ関連の情勢	2
（2）武道を取り巻く状況	3
2 施設整備の目的	
（1）県東部地域における武道館整備の必要性	4
（2）施設整備の目的	5
第2章 県東部地域県立武道館（仮称）の整備	8
1 基本コンセプト	8
2 施設の概要	
（1）整備場所	10
（2）施設の機能	11
（3）施設の規模	11
3 事業費・スケジュール等	
（1）事業費	12
（2）整備スケジュール	12
（3）維持管理・運営	12

第1章 計画策定の背景・目的

1 計画策定の背景

(1) スポーツ関連の情勢

○ 国においては、平成29(2017)年に、スポーツ基本法に基づく「第2期スポーツ基本計画」が策定され、スポーツ参画人口の拡大やスポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実、スポーツを通じた経済・地域の活性化など、スポーツ立国の実現に向けた取組が進められています。

○ また、ラグビーワールドカップ2019™日本大会や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした世界大会等の開催を契機とし、スポーツに対する関心がこれまでになく大きく高まっています。



本県でのオリンピック聖火リレー

○ 本県においても、こうしたスポーツを取り巻く環境や関心の高まりを好機と捉え、本県スポーツ振興の基本方針である「山口県スポーツ推進計画」に基づき、「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向け、スポーツの振興はもとより、交流人口の拡大や地域活性化に向けた様々な施策を推進しています。



山口県スポーツ推進計画



「サイクル県やまぐち」を通じた交流促進

(2) 武道を取り巻く状況

- 武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができ、武道に積極的に取り組むことにより、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動です。



柔道



剣道

- 平成24(2012)年度には、中学校において武道の必修化が完全実施されたことに伴い、武道に触れる機会が格段に増えてきており、こうした学校での体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成や、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団など地域におけるスポーツ機会の充実に貢献していくことが期待されます。
- また、武道は、競技スポーツとしての面を有し、本県出身の選手が、世界あるいは全国規模の大会で活躍することにより、県民に夢や感動を与え、県全体の活力を創出します。
- さらに、活躍した選手が指導者として、本県の競技力向上を担い、更なる競技水準の向上や競技人口の拡大が図られる、好循環を生み出すことが期待できます。



国体出場選手



国体栄誉授与式

2 施設整備の目的

(1) 県東部地域における武道館整備の必要性

ア 武道の普及・競技力向上のための拠点施設

県東部地域には、県立の武道施設が整備されておらず、大規模大会等の誘致・開催も困難な状況であり、武道の普及・競技力向上のための拠点施設が必要です。

県内の県立武道施設

名称	施設の概要
下関武道館（下関市）	大道場（柔道・剣道6面）、柔道場（2面）、剣道場（2面）、弓道場（近的）、相撲場
維新百年記念公園（山口市）	維新大晃アリーナ武道場、弓道場（近的・遠的）
萩ウェルネスパーク（萩市）	萩武道館（多目的体育館、弓道場〔近的・遠的〕）

近年の他県の県立武道施設の整備事例

名称	施設の概要
長野県立武道館（佐久市） （令和2〔2020〕年3月）	主道場（柔道・剣道6面）、柔道場（3面）、剣道場（3面）
新潟県立武道館（上越市） （令和元〔2019〕年12月）	大道場（柔道・剣道8面）、小道場（柔道3面）、小道場（剣道2面）、弓道場（近的・遠的）、相撲場
栃木県総合運動公園武道館（宇都宮市） （令和元〔2019〕年11月）	第1道場（柔道・剣道6面）、第2道場（柔道・剣道4面）、弓道場（近的 ※遠的整備中）
大分県立武道スポーツセンター（大分市） （平成31〔2019〕年4月）	多目的競技場（剣道8面ほか）、武道場（板・畳、3道場分）

イ スポーツの振興・健康増進に寄与する施設

健康で活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、本県のスポーツ参画人口の一層の拡大を図るためには、県民の多様なスポーツニーズに幅広く対応し、子ども、高齢者、障害者を含め、誰もが気軽に利用できる多用途・多機能な施設が必要です。

ウ 交流人口の拡大や地域活性化の核となる施設

岩国市をはじめ県東部地域は、米国等との国際交流が盛んで、錦帯橋など観光資源にも恵まれ、こうした地域の特色を活かし、武道等のスポーツを通じた日米交流や、スポーツと観光を組み合わせた「スポーツツーリズム」など、スポーツと景観・環境・文化等の地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することにより、交流人口の拡大やまちづくり、地域活性化につなげる核となる施設が必要です。

(2) 施設整備の目的

ア 生涯スポーツの推進

県民の週1回以上のスポーツ実施率（令和2〔2020〕年度）は、41.3%となっており、やまぐち維新プランの成果指標の目標達成（令和4〔2022〕年度：65.0%）に向け、年々増加してきているものの、県民の半数以下にとどまっています。

こうした状況を踏まえ、県民誰もが、自らのライフステージに応じてスポーツを主体的に楽しみ、スポーツが県民の日々の暮らしに定着するよう、県民のスポーツ活動の定着・習慣化に向けた拠点づくりが求められます。

◇子どものスポーツ参加意欲の向上

子どもが遊びやスポーツで十分に体を動かし、スポーツの楽しさ等を実感できる場の充実を図ります。



スポーツ少年団の活動

◇子育て世代等のスポーツ参加の促進

子育て世代や働く世代が、身近な地域で気軽にスポーツ活動に参加できる環境を整え、スポーツへの参加を促進します。

◇高齢者の健康増進

本県では高齢化が進行しており、う体力、運動能力の低下を防止するため、社会生活に必要な運動機能の維持・向上を図ります。



高齢者が参加したスポーツイベント

◇障害者スポーツの推進

障害者スポーツを推進することにより、障害のある人のスポーツ参加を促し、自立や社会参加の促進につなげます。

イ 競技水準の向上

本県では、平成 23（2011）年に本県で開催された第 66 回国民体育大会で天皇杯を獲得して以降、総合成績は下降傾向となっており、国体総合成績 10 位台の回復・定着に向け、各種スポーツの競技水準の向上を図るためには、日常的な練習における質の高い競技環境を有する拠点づくりが望まれます。

本県の国体総合成績（令和元〔2019〕年～平成 27〔2015〕年）

茨城（R 元年）	福井（H30 年）	愛媛（H29 年）	岩手（H28 年）	和歌山（H27 年）
24 位	35 位	40 位	29 位	28 位

◇質の高い競技環境の整備

競技活動の拠点を整備することで、ジュニア期から成年競技者に至る各段階における競技者の活動意欲を向上させるとともに、競技人口の拡大や選手の育成につなげることにより、競技力の向上を図ります。

◇競技施設の拡充

スポーツにおける競技人口の増加とともに、施設利用率の増加が見込まれます。今後の利用増加に伴う、利用者の受け皿となる拠点施設の拡充を図ります。

ウ 武道の普及と人材の育成

平成 18（2006）年に改正された教育基本法に基づき、平成 20（2008）年改訂の学習指導要領では、中学校における保健体育の授業において武道を必修化することが盛り込まれ、平成 24（2012）年度から全ての中学校で武道の授業が実施されています。

◇青少年の健全育成

武道を取り巻く環境の変化を好機と捉え、武道に取り組むことを通じて、日本固有の伝統と文化に触れることで武道の伝統的な考え方を理解し、礼儀作法や相手への思いやりを習得する場を提供することにより、青少年の健全育成を推進します。

◇専用武道場の整備

青少年の健全育成に資する武道をより一層普及していくため、専用の競技活動の拠点を整備することで、ジュニア期からの競技者の活動意欲の向上及び競技人口の増加につなげます。

エ スポーツを通じた交流人口の拡大

近年、スポーツへの関心が大きな高まりをみせており、大規模な大会の誘致やスポーツツーリズムといった観光交流施策などとの一体的な推進を図ることで、スポーツを「する」「みる」「ささえる」のそれぞれの立場から、スポーツに参画する交流人口を拡大し、地域活性化に結び付けていくことが重要です。

◇全国大会等の誘致可能な施設

岩国市総合体育館では、サブアリーナを有していないため、全国大会等の大規模大会誘致が難しい現状となっています。スポーツを通じた交流人口を拡大し、地域活性化に結び付けていくため、全国大会等の大会誘致が可能な施設整備を進めます。

◇武道等を通じた日米をはじめとする国際交流の促進

外国人との身近な交流を通じた相互理解を深めるため、日本の伝統文化である武道など、スポーツを通じた日米等の国際交流を促進することで、多文化共生による地域づくりを推進します。



スポーツを通じた国際交流（イメージ）

オ 留意事項

施設整備に当たっては、公費投入されることから、財政状況を考慮し、建設に係る初期費用を可能な限り抑制することに加え、整備後の運営・維持管理に係る費用の縮減も視野に入れる必要があります。

また、岩国市総合体育館は、大会時の練習場として利用されるサブアリーナが整備されていないため、地方大会や県大会、全国大会等の大規模な大会が開催困難な状況となっています。

施設整備においては、既存の岩国市総合体育館との機能強化や相互利用を図り、全国大会等の大規模大会の誘致が可能な施設となるよう考慮する必要があります。

第2章 県東部地域県立武道館（仮称）の整備

1 基本コンセプト

県東部地域において、次の3つの基本コンセプト及び8つの整備方針に基づき、県立武道館を整備することとします。

1 多目的に利用できる県民スポーツの拠点となる武道館

【整備方針1：多用途・多機能な武道館】

県民がスポーツ活動に参加できる機会の拡大を図るため、県民自らのライフステージに応じて、ニュースポーツやレクリエーション（ヨガ、ダンス、eスポーツ等）など各種多様なスポーツに親しむことのできる施設づくりを目指します。



県民のスポーツ活動

【整備方針2：武道競技の普及や競技力向上に資する武道館】

中学校での武道の必修化に伴い、武道に対する関心がより一層高まり、武道競技の普及に資する武道専用施設に対するニーズの増大を踏まえ、専用の武道場を整備します。

また、武道競技の拠点が整備されることにより、競技人口の増加や選手の育成・強化につなげ、青少年の健全育成や武道の競技力向上に貢献します。



大道場（県立下関武道館）

【整備方針3：誰もが安心して利用できる武道館】

年齢や性別、国籍を問わず、誰もが安心して利用できる施設として、ユニバーサルデザインに配慮した施設とします。

また、子育て世代等が気軽に利用できるよう、授乳室やキッズルーム等の整備に加え、親子でスポーツ活動に参加しやすい施設整備を目指します。



ベビールーム（長野県立武道館）

2 交流人口の拡大と地域活性化に資する武道館

【整備方針4：大規模大会の誘致が可能な武道館】

本施設と岩国市総合体育館の相互利用による施設の機能強化を図ることで、これまで開催が困難であった全国大会等の大規模大会を誘致し、交流人口の拡大や県東部地域の活性化に貢献する施設とします。



山口国体（平成23年）

【整備方針5：武道等を通じた国際交流に資する武道館】

日本の伝統文化である武道など、スポーツを通じた日米等の国際交流を促進することで、多文化共生によるまちづくりを推進します。



スポーツを通じた国際交流（イメージ）

3 将来の負担が過大とならないコンパクトな武道館

【整備方針6：周辺施設との相互利用を前提としたコンパクトな武道館】

隣接する岩国市総合体育館との相互利用を前提とし、共用可能な機能については、新設を行わずコンパクトで無駄のない施設とします。

また、コンパクトな施設とすることで、施設整備の初期費用及び運営・維持管理期間中の光熱水費や施設修繕費等の抑制が可能であり、将来の財政負担が過大とならない施設を目指します。

【整備方針7：民間活力の活用】

施設の管理運営に当たっては、指定管理者制度等の民間活力の導入など、財政負担の軽減だけでなく、公共サービスの質の向上や民間事業者の自主事業の展開による周辺への波及効果等を踏まえ、本施設に適した手法を検討します。

【整備方針8：ライフサイクルコストの縮減】

建築物のライフサイクルコストは、建物の建設費等の初期費用をはるかに上回るため、省エネルギーへの配慮や施設の更新・修繕に配慮した施設とすることで、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

2 施設の概要

(1) 整備場所

岩国市総合体育館との一体的利用による利便性等を考慮し、岩国運動公園内（岩国市平田）に整備します。

【岩国運動公園（岩国市平田）】



※ 武道館の整備に当たっては、岩国運動公園内の屋内ゲートボール場及びゲートボール場クラブハウスの撤去を想定しています。

(2) 施設の機能

武道競技の全国大会等の開催が可能な施設とします。

また、隣接する岩国市総合体育館との一体的な運用を視野に、重複する機能（トレーニングルーム、相撲場）は設けないこととします。

区 分	内 容
主 道 場	<ul style="list-style-type: none"> ○柔道、剣道6面（約2,100 m²） ○武道以外にも利用可能（フットサル、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、卓球、バドミントン等） ○固定席1,000席程度 ○付帯諸室（放送室、控室、更衣室、便所、会議室）
小 道 場	<ul style="list-style-type: none"> ○柔道、剣道3面（1面当たり14m×14m以上） ○1面ごとの間仕切りとし、多目的な利用が可能 ○固定席150席程度（1面当たり50席） ○付帯諸室（更衣室、便所、講師室、審判室）
弓 道 場	<ul style="list-style-type: none"> ○近的（12人立）、固定席100席程度 ○遠的（3人立、練習用）
その他諸室等	<ul style="list-style-type: none"> ○事務室、医務室、応接室、倉庫、収納等 ○駐車場120台程度

(3) 施設の規模

延床面積 約10,000 m²程度

3 事業費・スケジュール等

(1) 事業費

総事業費は、約60億円程度と見込まれます。

（令和3〔2021〕年9月時点での試算 ※備品購入費等は別途必要）

財源は、防衛省の再編関連特別地域整備事業（県交付金）を活用し、「岩国・和木・大島地域まちづくり基金」に積み立て、整備します。

なお、効率的・効果的な予算執行により、経費の節減に努めます。

(2) 整備スケジュール

令和3（2021）年9月時点では、令和9（2027）年度内の竣工を予定しており、可能な限り早期の供用開始を目指します。

【年次計画（予定）】

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
基本設計・実施設計				建設工事			供用開始

令和3（2021）年9月時点 ※今後、条件等により変更があり得る。

(3) 維持管理・運営

- 指定管理者制度を導入するなど、民間活力を活用し、効率的・効果的な管理運営に努めます。
- 武道等の大会を積極的に誘致するほか、武道以外の多様な利用により、施設利用率の向上に努めます。
- 隣接する岩国市総合体育館をはじめ、周辺施設との有機的な連携により、施設の利便性の向上を図ります。